

「食の安全安心確保に係るアクションプラン」の改正案に対するご意見と県の考え方

No.	ご意見の主旨	ご意見に対する県の考え方
1	<p>食の安全安心を担保するために衛生面を考えるのはもちろん大切ですが、その食物の物性を理解し、よくかんで食事することも誤飲や窒息事故を発生させないためにも重要な事項と考えます。県民はもちろん、関係者もこのことを忘れないように文言として入れる必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>食品による窒息事故の防止など、食品衛生に限らず幅広く食の安全・安心に関する知識の啓発を行うことは、県としての今後の課題であると考えます。ご意見を踏まえ、改正案 P17 の「(2) 消費者に対する啓発の推進」の【課題】にこの内容を追加することとします。</p> <p>なお、啓発の方法については、同ページの【具体的な取り組み】で挙げている情報紙、ホームページ等によることとします。</p>
2	<p>食の安全・安心確保について、行政側は処分が甘いと感じています。京都市内の業者が鶏肉を鳥取県産と偽って販売した問題について、鳥取県知事が報道機関のインタビューに答えていました。更に鳥根県産の卵を鳥取県産と偽って販売した業者は、鳥取県産の卵の生産が需要に追いつかないために偽装したと言っていました。鶏肉の産地偽装をした京都の業者も卵の産地を偽った業者も重い行政処分を科すべきです。逆に、行政側が刑事告発すべきです。こういう時こそ、行政が生産者を守り、偽装業者を厳しく取り締まる必要があるのではないのでしょうか。これをいい加減にするようであれば、生産者を始め、県民の信頼はなくなります。</p>	<p>食品の産地偽装等の取締りについては、関係機関による食品表示の監視や相談窓口の開設等により、通常時から情報収集に努め、疑わしい情報を入手した際は業者への立入検査など適切に対応する必要があります。こういった取り組みは、改正案 P10 の「(1) 製造・加工施設に対する監視・指導の充実強化」や、P13 の「(1) 販売施設等に対する監視・指導の充実強化」、P18 の「(3) 食品関係相談窓口の充実」の【具体的な取り組み】の中に盛り込んでいます。</p> <p>県としては、いただいたご意見を参考にしながら、引き続き関係業者の監視指導を徹底するとともに、違反業者に対しては法令に基づき改善指示や行政処分を行うほか、悪質な場合には刑事告発を含め厳正に対処します。</p>
3	<p>① 改正案 P2 の「(2) 近年の食を取り巻く環境」と P23 の「用語の解説」に「これ (TPP の大筋合意) により、・・・見込まれています。」とあるのは、「同協定が発効すると、・・・見込まれています。」が正確ではないのでしょうか。</p>	<p>①ご意見のとおり修正することとします。</p>

<p>②改正案 P11 の「(2) 製造・加工段階での検査の充実強化」の【課題】の2つ目と4つ目にどちらも「年々進歩する・・・養成が必要です。」とありますが、これは1つの文章にまとめることができないでしょうか。</p> <p>③改正案 P13 の「(1) 販売施設等に対する監視・指導の充実強化」の【現状】に「食品衛生推進員に対する研修を実施し」とあるので、同項の【具体的な取り組み】に「食品衛生推進員に対する研修を実施します。」とあるのは「引き続き実施します。」や「充実強化します。」が適当ではないでしょうか。</p> <p>④改正案に「食品営業者」のほか、「食品事業者」や「食品等事業者」、「食品関連事業者」など似たような用語が出てきますが、どのような違いがあるのでしょうか。</p>	<p>②ご意見のとおり、2つの文章を1つにまとめ、「年々進歩する検査技術等に対応できる検査機器の整備及び検査担当者(と畜検査員・食鳥検査員を含む)の養成が必要です。」と改めます。</p> <p>③ご意見のとおり、「食品衛生推進員に対する研修を引き続き実施します。」に修正します。</p> <p>④ご意見を踏まえ、法令上の定義がない「食品事業者」の用語をやめ、「食品営業者」、「食品等事業者」及び「食品関連事業者等」の3つの用語に統一します。また、P23 からの「用語の解説」において各用語の違いや意味を記載することとします。</p> <p>※「食品営業者」・・・食品衛生法第4条第8号に規定される営業者のことで、営業を営む人又は法人をいう。</p> <p>※「食品等事業者」・・・食品衛生法第3条第1項に規定される事業者のことで、自らの責任において販売食品等の安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めること等の責務が定められている。「食品営業者」に加え、農業や水産業の関係者、学校等の集団給食施設がこれに含まれる。</p> <p>※「食品関連事業者等」・・・食品表示法第2条第3項に規定される者のことで、同法に基づき定められた食品表示基準の遵守が義務付けられている。「食品営業者」のうち、食品や添加物の採取・調理・貯蔵・運搬業者と器具・容器包装関係の営業者を除いた者がこれに含まれるほか、「食品営業者」以外で食品を販売する者も含まれる。</p>
--	--